住所

〒136-0073

令和 ω 併 OI 田 0 OI

Ш

旦 演 密 晪

江東東税務署長 財務事務官 光路 英人

りたから、 国税徵収法第1 OI 2条第4項

とがあります。

	副	# [规	- 誕			新作4 その		預	t	税		4		維
		- 1	当条	予 期			令和	舟						令和	用
	一部勢処分實」		政	11111			1 4.	月						2	展
連			国税徴収法第1	令和 3年 5J			5. 12	П						與所得税 似及	党
-	欄に掲げた金額は、連絡先 (1	台灣				以下余白		金						护忱及復	
1	世収部門		51条の2	月13日か		余白	78, 500 ^H	額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				18.00	令和 2.12.	納期
	作成の日		第1	日から令和			- D	中						. 9	强
	94	1	展	1 4				Д							*
	C0807.			种				Ш							
	° 4			5月	1									70, 500	热
	苗			12日ま				金					以		抽
担当 根本 光太 電話 03-3685-6311				ドで12月間				額					下余白		禪
							迅							1.	热
								种					7 元年以		
1 内線			抽					Я					VIII.	広律による宝領	統
線 2213			架					Ш				N s		関すっ	抵
ω.								金							些
			不衡取												4
•	1		要用	,				額						1 3	热
		-	R				E	н						び、京市マナの円間	带納久
譜	[N							丰			(1)			発出	14
	51-2							正		()				-	4,44
答	02000													11年/	痡
一种	091							LX.			8			令和1年分確定	
	0118							金					18		
無	251-202000091 01181-03808725							額							批
神	21					7 7	围								

01181-140952-202105251102-00014

江東微記集 しろうら

- 0 ことがありますので、ご注意ください。 次に掲げる場合には、国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される
- 日 あなた(貴社)の財産につき強制換価手続が開始されるなど、国税通則法第38条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あな (貴社)がこの猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- (2) と認めるときを除きます。)。 この猶予に係る国税を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおりに納付しないとき (税務署長等がやむを得ない理由がある
- 3 あなた(貴社)がこの猶予に係る国税につき提供した担保について、国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき
- 4 新たにこの猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき (税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)。
- 5 判明したとき 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが
- 6 (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた (貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき

